

## 令和5・6年度競争入札参加資格審査申請要領（建設工事）

令和5・6年度に寒河江市が発注する建設工事に係る競争入札に参加を希望される方は、下記により受付を行いますのでお知らせします。

### 1 郵送先

〒991-8601 寒河江市中央一丁目9番45号

寒河江市役所 4階 財政課施設マネジメント推進室 競争入札参加資格審査 宛

TEL 0237-85-1930

### 2 受付期間

~~令和5年1月4日(水)から2月17日(金)まで(必着)~~

※定期受付は終了しています。

中間年において、追加受付を行いますので案内等ご確認ください。

### 3 資格有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

### 4 提出方法

原則、郵便等での送付をお願いします。ただし、やむを得ない事情がある場合は、持参でも可とします。

### 5 持参による場合の受付時間

午前9時30分から正午

午後1時30分から4時00分まで

### 6 提出書類

(1) フラットファイルに綴じ込んで提出するもの(A)と、フラットファイルに綴らないで提出するもの(B)があるので留意すること。

(2) フラットファイルは、A4判の**水色**のものを使用し、その**表紙と背表紙に会社名を明記**。また、書類は番号順に編綴して提出してください。

A. フラットファイルに綴じ込んで提出してください。

番号	提出書類	留意事項
1	総合評定値通知書（写）	最新かつ有効期限内のもの
2	営業所一覧表	【公契連統一様式】でも可
3	競争入札参加資格審査申請書	【公契連統一様式】でも可
4	工事経歴書	【公契連統一様式】でも可（直前2年間分）
5	技術職員名簿	【公契連統一様式】でも可
6	納税証明書（写も可）	<p><u>未納の税額がないことを証明するもの</u>の提出。</p> <p>(1) 市内業者（寒河江市内の本社で登録する場合又は寒河江市内の営業所等を委任先として登録する場合）</p> <p>【法人】 ① 法人市民税・固定資産税（寒河江市役所発行の最新年度のもの） ② 消費税・地方消費税（税務署発行の最新のもので、「未納額なし」のもので可）</p> <p>【個人】 ① 市民税・固定資産税（寒河江市役所発行のもので、最新年度のもの） ② 消費税・地方消費税（税務署発行の最新のもので、「未納額なし」のもので可）</p> <p>(2) 市外業者（寒河江市外の本社、営業所等で登録する場合）</p> <p>【法人】 ① 法人税（税務署発行の最新事業年度の証明書で、「未納額なし」のもので可） ② 消費税・地方消費税（税務署発行の最新のもので、「未納額なし」のもので可）</p> <p>【個人】 ① 所得税（税務署発行の最新事業年度の証明書） ② 消費税・地方消費税（税務署発行の最新のもので、「未納額なし」のもので可）</p>
7	委任状	契約を本社以外の営業所等で行う場合
8	印鑑証明書（原本）	法人：法務局 個人：市町村長の証明 申請書提出日から3か月以内に発行されたもの
9	使用印鑑届	登録印以外の印を契約等に使用する場合
10	ISO(9001,14001)登録証（写）	市内に本社を有する者のみ
11	暴力団排除に関する誓約書	

B. 別途提出してください。（フラットファイルに綴じないで提出してください。）

番号	提出書類	留意事項
	チェックシート兼受理票	

※「競争入札参加有資格者名簿」に登録される建設工事の種類は、建設業法第2条第1項（別表第1）に規定するもののうち、同法第27条の23に規定する「経営事項審査」を受けているものとなります。また、営業所等に委任する場合は、当該営業所等において建設業の許可を受けている工事の種類のみとなります。

※ **経常建設共同企業体と当該経常建設共同企業体の構成員である単体業者との同時申請はできませんので、特に留意願います。**

7 提出書類の入手方法

- 【公契連統一様式】でも可となっているものは、内容が網羅されているものであれば、国土交通省統一様式等でも可となります。
- 基本的な様式は、寒河江市のホームページからダウンロードできます。

8 注意事項

- 「チェックシート兼受理票」は、全項目について記入のうえ、提出願います。
- 申請書類を郵送等で送付する場合は、返信用封筒（切手貼付）を必ず同封願います。
- 申請内容に変更があった場合は、「**競争入札参加資格変更届**」に必要書類を添付し、提出してください。
- 社会保険に加入していなければなりません。（総合評定値通知書加入の有無箇所が有又は除外）
- 受付後、提出書類等の確認のためご連絡する場合がありますので、ご担当者様の連絡先については申請書の担当者欄に必ずご記入ください。